

○ 第2期中期目標期間終了に伴い、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年12月16日付け政委第37号）及び「独立行政法人の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し内容について（通知）」（平成25年12月24日付け厚生労働省発総1224第1号）等を踏まえ、第3期中期目標期間に係る中期目標（案）・中期計画（案）を策定。概要は以下のとおり。

○ 第3期中期目標期間 平成26年4月～平成31年3月までの5年間【中期目標 第1】

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 【中期計画 第1】

### I 研究所の業務との一体的実施

法人の業務と密接に関連する（独）労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方について検討する。その際、成果の効果的、効率的な普及についても検討する。

### II すべての業務に共通して取り組むべき事項

業務評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や法人の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図る。

### III 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項

「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、①産業保健・予防医療、②労災医療、③職場復帰支援・両立支援の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施する。

このため、以下の取組を行う。

#### 1 労災疾病等に係る研究開発の推進等

○ 労災疾病等に係る研究開発の推進

第2期中期目標において取り上げた13分野の課題については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために、以下に掲げる研究分野に再編することとし、当該分野についての研究を行う。

- ① 労災疾病等の原因と診断・治療
- ② 労働者の健康支援
- ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

○ 研究体制の見直し

研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職歴データベースの整備・活用等に取り組む。

## 2 勤労者医療の中核的役割の推進

- 労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図る。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病について積極的に対応する。

## 3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等

- 就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加する中で、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集し、分析する。
- 上記分析及び第2期中期目標期間中に作成されたガイドライン等や労災疾病研究によって得られた知見を活用して、がんや脳卒中等の患者に対して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行うとともに、産業保健総合支援センター（仮称。以下同じ。）及び労災病院を通じて、事業場及び労災指定医療機関等に普及する。

## 4 地域の中核的医療機関としての役割の推進

- 地域医療への貢献  
労災病院における臨床技能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどして地域における役割や機能を分析・検証した上で、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献する。
- 治験の推進  
新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行う。
- 燕労災病院（新潟県燕市）の再編  
新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提として、「県央基幹病院基本構想」が策定されたことを踏まえ、燕労災病院の再編について検討を行う。
- 病院ごとの目標管理の実施  
法人が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにする。

## 5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元的に実施する産業保健総合支援センターにおいては、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面の効率化を図るとともに、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図る。

# (独)労働者健康福祉機構 第3期中期目標(案)・中期計画(案)概要

## 6 優秀な人材の確保、育成

- 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図る。

## IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

### 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

- 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

### 2 納骨堂の運営業務

- 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得る。

## 第3 業務運営の効率化に関する事項【中期計画 第2】

### 1 機構の組織・運営体制の見直し

- 業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。
- 研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう組織体制の在り方について検討する。

### 2 一般管理費、事業費等の効率化

- 業務運営の効率化による経費削減  
中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については12%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターを除く。）については4%程度節減する。
- 適正な給与水準の検証・公表  
医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう適正な給与水準のあり方について今後も必要な検証を行い、その検証結果や措置状況について公表する。

### 3 保有資産の見直し

- 保有する資産については、その必要性を検証し、不要資産については早急に処分する。

## 第4 財務内容の改善に関する事項【中期計画 第3、第4、第5、第6、第7】

### 1 経営改善に向けた取組等

平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。

#### ○ 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画の策定に当たっては、解消を図るために必要な法人全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定める。

#### ○ 個別病院単位の財務関係書類の作成等

個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、平成26事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図る。

#### ○ 他法人の事例を参考とした取組等

- ・ (独)国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討する。
- ・ 同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図る。

#### ○ 本部事務所の移転

本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行う。

### 2 債権の管理等

医業未収金、未払賃金の立替払及び労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行う。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項【中期計画 第8】

### 1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

在所者の退所先の確保を図りつつ、平成27年度末までに全施設（平成25年度末までに2施設を廃止し、1施設となる予定）を廃止する。

### 2 内部統制の充実・強化

### 3 決算検査報告指摘事項への対応

### 4 適切な情報セキュリティ対策の推進

### 5 既往の閣議決定等の着実な実施